

令和7年度 就学援助申請についての注意事項

1. 就学援助費の支給について

学校長の申請により、年数回に分けて就学援助費を支給します。
学校納入金に未納がある場合等、学校長が必要と判断したときは就学援助費を
学校長口座に振り込む場合があります。

2. 添付書類について

「世帯全員が市町村民税非課税である。」または「その他の理由で世帯の経済状態が悪い。」で申請をする場合、添付書類は原則不要です。

ただし、次の①、②にあてはまる場合、八戸市教育委員会が市県民税の課税資料の閲覧取得ができないため、「市民税・県民税課税（所得）証明書」の提出が必要です。

① 市外からの転入

転入時期が下表に当てはまる場合

| 申請時期 | 転入時期 | 必要な証明書 |
|---------|------------|--------------|
| 4、5月認定分 | 令和6年1月2日以降 | 令和6年度（令和5年中） |
| 6～3月認定分 | 令和7年1月2日以降 | 令和7年度（令和6年中） |

1月1日時点で住所のあった市区町村から発行を受けてください。

(例1) 令和6年3月1日に八戸市に転入し、令和7年5月分からの認定申請をしたい場合

令和6年1月1日時点で住所のあった市区町村から「市民税・県民税課税（所得）証明書」の発行を受け、提出期限までに学校に提出してください。

(例2) 令和6年3月1日に八戸市に転入し、令和7年9月分からの認定申請をしたい場合

添付書類不要。
ただし、②にあてはまる場合は「市民税・県民税課税（所得）証明書」の提出が必要です。その場合は、八戸市から発行を受けることができます。

② 市県民税の未申告または修正申告を行った等

・市県民税の未申告について

市県民税の申告を行っていない場合、八戸市教育委員会が市県民税の課税資料の閲覧取得を行うことができないため、「市民税・県民税課税（所得）証明書」の提出が必要です。

申告を行った後で、1月1日時点で住所のあった市区町村から発行を受けてください。

・市県民税の修正申告について

市県民税の修正申告を行った場合、八戸市教育委員会が修正後の市県民税の課税資料の閲覧取得を行うことができるようになるまで時間を要するため、「市民税・県民税課税（所得）証明書」の提出が必要です。

1月1日時点で住所のあった市区町村から発行を受けてください。

・その他

その他の事情で、八戸市教育委員会が市県民税の課税資料の閲覧取得を行うことができない場合、「市民税・県民税課税（所得）証明書」の提出が必要です。

1月1日時点で住所のあった市区町村から発行を受けてください。

八戸市では、「市民税・県民税課税（所得）証明書」を資産税課（別館3階）、南郷事務所又は各市民サービスセンターで発行しています。